

横浜市国民健康保険運営協議会 議事録要旨

日 時	平成 23 年 11 月 15 日（火）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
開催場所	関内中央ビル 5 階 大会議室
出席者	委員 17 名（傍聴者 0 名）

議事 1 会長及び会長職務代行者の選任について	
	会長及び会長職務代行者について、それぞれ山崎委員、横松委員が推薦され、審議の結果了承され、就任した。
議事 2 平成 22 年度横浜市国民健康保険事業費会計決算について	
事務局	<p>（資料に基づき説明）</p> <p>平成 22 年度の国民健康保険事業費会計は、保険料等の歳入約 3,062 億円に対し、給付費等の歳出は約 3,266 億円となっており、約 204 億円の収支不足が生じた。</p> <p>これは、歳入面において、県からの交付額が見込みより少なかったことや、歳出面において、前年度精算分の国費の返還が生じたことや高額療養費が増加したこと等による。</p> <p>平成 19 年度からの収支不足を改善すべく、保険料・国費・県費・交付金等の獲得に全力を尽くし、赤字幅は縮小傾向にあるものの、平成 22 年度の単年度で 26 億円の赤字となり累積で 204 億円の赤字となった。</p> <p>この不足分については、平成 23 年度の歳入を財源とする繰上充用を行い補填した。</p>
藤井委員	<p>前回の運営協議会において話があった滞納整理の専任職員を配置した区において、他の区よりも収納率向上への効果が現れているのであれば、今後全区へ拡大すべきと思うが、いかがか。</p>
事務局	<p>平成 22 年度に 2 区の体制強化を行った結果、前年度に比べ財産調査の件数は 2 倍以上、滞納処分件数は 1.5 倍以上の増加という成果があった。</p> <p>今後も効果検証をしっかりと見極め効果的な体制強化を図っていきたいと考えている。</p>

議事3 その他の報告事項について

事務局

(資料に基づき説明)

厚生労働省の通知により、平成25年度以降の国民健康保険料の賦課方式が、現在横浜市が採用している「市民税方式」から全国的に「旧ただし書き所得方式」へ一本化されるため、その移行に向けた準備を進めている。

「市民税方式」は医療費控除や扶養控除等の各種控除がなされた市民税を基礎とするのに対し、「旧ただし書き所得方式」は総所得金額に基礎控除のみを行った金額を基礎として国民健康保険料の所得割額を算定する方式である。

所得に対して賦課するため税制改正の影響を受けにくく、所得や医療制度の変動がない限り保険料が安定し、中間所得者層への保険料負担の集中は緩和されるが、各種人的控除がなされないため、市民税が非課税であっても所得がある場合や、扶養親族が多いなど控除額の大きい世帯等の一部は保険料が増えることが想定される。これに対し厚生労働省は、「自治体独自の国民健康保険料軽減分を国保料の賦課総額に含めることができる措置を講じる」としている。

赤字解消に向けた取組として、保険料の口座振替キャンペーンを10月3日から12月16日にかけて実施している。

このキャンペーンにより口座振替率並びに収納率の向上が見込まれている。